

令和5年12月8日（金）

於・特許庁9階 庁議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会  
第17回審査基準専門委員会ワーキンググループ  
議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会 .....	3
2. A I 関連技術に関する事例の追加について .....	7
3. A I 関連発明の審査に関する最近の取組について .....	34
4. 閉 会 .....	38

## 1. 開 会

○小野審査基準室長 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会第17回審査基準専門委員会ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。事務局の特許庁調整課審査基準室の小野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず議事に先立ちまして御報告がございます。今回、約2年ぶりのワーキンググループの開催となりますが、令和2年の第15回より本ワーキンググループの座長をお願いしておりました柳田国際法律事務所弁護士の清水節座長が御退任となりました。座長につきましては、産業構造審議会の規定により、小委員会の委員長が指名する者とされております。この規定に基づき、特許制度小委員会の玉井克哉委員長から虎門中央法律事務所の大鷹一郎委員を座長として御指名いただいております。大鷹委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、大鷹委員に座長をお願いしたいと思っております。

では、早速ですが、大鷹座長から御挨拶をいただけますでしょうか。お願いいたします。  
○大鷹座長 皆様、おはようございます。大鷹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は本年6月に、知財高裁所長を最後に裁判官を定年退官した後、弁護士になりました。裁判官時代は、平成17年4月に知財高裁が創設したときから知財訴訟に携わるようになり、16年間知財訴訟を担当してまいりました。その間、東京地裁知財部で5年間、知財高裁で約6年間裁判長として侵害訴訟、審決取消訴訟を審理してまいりました。本日はどうぞ皆様の活発な議論をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。では、以降の議事進行を大鷹座長をお願いいたします。

○大鷹座長 それでは、今回は2つの議題につきまして事務局から報告がありますので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

1つ目の議題は、AI関連技術に関する事例の追加について、2つ目の議題は、AI関

連発明の審査に関する最近の取組についてです。

最初に、本日のワーキンググループ開催に当たり、事務局から議事運営の説明をお願いいたします。

○小野審査基準室長 本日は、一部の委員につきましてはウェブ会議による参加となります。会議室から参加されている方とウェブ会議で参加されている方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

御発言いただく際ですが、会議室にいらっしゃる委員の皆様は挙手していただきまして、指名されましたらば、マイクのスイッチをオンにして、御自分の名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。マイクは、御覧いただけますように、赤いランプが点灯するようになっております。マイクの感度の関係で、できるだけマイクに近いところでしゃべっていただけますと大変助かります。よろしく申し上げます。また、御発言が終わりましたらば、再度ボタンを押していただきましてスイッチが切れますので、そのような形で御発言をよろしくお願いいたします。

また、オンラインにて御出席の山田委員におかれましては、御発言希望の旨を Teams の「手を挙げる」ボタンを押していただくか、あるいはチャット欄に御記入いただくようお願いいたします。大鷹座長に御指名いただきますので、指名されましたらば、マイクのアイコンをオンにしていただき、御発言ください。御発言が終わりましたらば、Teams のマイクのアイコンを再度押していただきまして、マイクをオフにしてください。お願いいたします。

音声が聞き取りにくい場合や音ずれなどにより発言を再度お聞きする場合がありますかもしれませんが、その場合はあらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。また、会議室の音声が聞こえないなど、何かトラブルが発生しましたらば、Teams のチャット欄に御記入ください。係の者が対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

○大鷹座長 それでは、続きまして、資料の参照方法の説明について事務局から説明をお願いいたします。あわせて、配付資料の確認をお願いいたします。

○小野審査基準室長 経済産業省の方針としまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループでも、会議室では資料をタブレットで御覧いただくこととしております。なお、座席表はお手元に紙で配付しております。ウェブ会議で御参加の山田委員には事前にデータを送付しておりますので、そちらを御覧ください。

では、タブレット端末の使用方法を御説明いたします。カバーをめくっていただきます

と画面が起動します。起動したタブレットの画面には、コンピュータのエクスプローラーのような表示がなされていると思います。表示について御不明な点はございませんでしょうか。タブレットの操作でお困りになった場合、会議中でも構いませんので、手を挙げていただければ、係の者が参りますので、よろしく願いいたします。

操作の続きを説明します。タブレット画面の右側の枠の中にWG資料のフォルダーと、参考として審査基準等のPDFのファイルを格納しております。本日はこのWG資料のフォルダーの中に格納されている4つの資料を用いて御説明いたします。

資料の表題は、1つ目が「議事次第・配布資料一覧」、2つ目が「委員名簿」、3つ目が「AI関連技術に関する事例の追加について」、4つ目が「AI関連発明の審査に関する最近の取組について」、以上、計4つの資料になります。御確認ください。

資料に関してお困りになった場合、手を挙げて合図をいただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大鷹座長 続きまして、本ワーキンググループの委員構成に変更がありましたので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○小野審査基準室長 まず、御退任された委員ですが、第16回まで委員でいらっしゃった方々を御紹介します。明治大学専門職大学院法務研究科客員教授の浅見節子委員、株式会社スコヒアファーマ元代表取締役社長の奥村洋一委員、弁理士法人栄光事務所所長の濱田百合子委員、ヤマハ株式会社知的財産部IPイノベーショングループ主事の横山幸司委員に御参加いただいておりますが、今回御退任となりました。

続いて、今回御就任いただきました委員の皆様を五十音順に御紹介いたします。

荒木法律事務所代表弁護士の荒木昭子委員。

○荒木委員 よろしく願いいたします。

○小野審査基準室長 創英国際特許法律事務所弁理士の今村玲英子委員。

○今村委員 よろしく願いいたします。

○小野審査基準室長 阿部・井窪・片山法律事務所弁理士の黒川恵委員。

○黒川委員 よろしく願いいたします。

○小野審査基準室長 河野特許事務所所長の河野英仁委員。

○河野委員 よろしく願いいたします。

○小野審査基準室長 大野総合法律事務所パートナー弁理士の森田裕委員。

○森田委員 よろしく申し上げます。

○小野審査基準室長 メタウォーター株式会社事業戦略本部知的財産部弁理士の吉岡恒幸委員。

○吉岡委員 よろしくお願ひいたします。

○小野審査基準室長 以上6名に新たに御就任いただいております。

お手元の委員名簿に記載のとおり、本ワーキンググループは12名の委員で構成されており、本日は委員全員に御出席いただいております。山田委員におかれましては、ウェブ会議での参加となっております。

○山田委員 よろしく申し上げます。

○小野審査基準室長 以上でございます。

○大鷹座長 それでは、特許庁を代表して、桂特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○桂特許技監 特許技監の桂でございます。本日、大鷹座長をはじめとして委員の皆様には、お忙しい中、このワーキンググループに御参加いただきまして、ありがとうございます。

このワーキンググループですけれども、これまで16回開催してまいりまして、本日は第17回目ということでございます。2年前、令和3年12月に開催しました前回の会合では、マルチマルチクレーム制限の運用について御検討いただきました。委員の皆様には頂戴した御意見を踏まえまして、審査基準、それから審査ハンドブックの改訂を行って、その後、令和4年4月より運用をスタートさせています。

おかげさまで、これまで約1年8月にわたりまして、このマルチマルチクレームの制限について安定的に実務運用ができております。委員の皆様方には多くの御助言を賜りましたことについて、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、今回ですけれども、AI関連発明に関する審査事例の審査ハンドブックへの追加について、本ワーキンググループにお諮りしたいと考えております。AI技術は、昨今のChatGPTをはじめとする生成系AIの登場と急速な普及によりまして、社会的にも大変大きな注目を集めているところです。AI関連発明の出願も急増しているところですので、ユーザーの方々がAI関連発明の出願を適切に権利化していけるように、特許審査の透明性、予見性を高めていくことが大変重要です。知的財産推進計画2023におきましても、AI関連発明の特許審査事例を拡充し、公表すべしという方針が示されていると

ころです。そこで今回、私どもで新たに追加すべきA I 関連技術の審査事例案を策定しましたので、御意見を賜りたいと思っています。

それから、本日もう一点、御報告させていただきたい事項がございます。こちらもA I 関連発明の審査実務に関連したものですけれども、私ども特許庁としましては、国内だけでなく、グローバルにもA I 関連発明の審査の透明性、予見性を高める、それからA I 関連発明の審査の品質を高めていくといったことに貢献していきたいと考えております。この点に関しまして、本年6月には、5庁の間でA I 関連発明の審査実務に関する比較表を承認し、その後、公表しました。

また、本年11月、先月ですけれども、中国との間でA I 関連発明に関する審査の比較研究をいたしまして、その結果をまとめております。今回、これらの状況についても御報告させていただきたいと思っています。

A I 関連発明に関する審査事例がより充実したものとなるよう、本日、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っています。

特許庁としましては、A I 関連発明の審査の透明性、予見性をしっかりと向上させていくことによりまして、日本のA I 関連分野の研究開発、ビジネスといった面でしっかり貢献をしていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○大鷹座長 桂特許技監、どうもありがとうございました。

## 2. A I 関連技術に関する事例の追加について

○大鷹座長 それでは、議題の説明に移ります。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○小野審査基準室長 それでは、本日の1つ目の議題について、資料1の「A I 関連技術に関する事例の追加について」を用いて説明いたします。新たに作成した10事例について御意見をいただければと思っております。

右下のページ数1ページ目を御覧ください。この資料の内容です。最初にA I 関連技術について概要を説明いたします。続いて、今回の事例に関連した審査基準等を簡単に御紹介いたします。3つ目が事例の追加でございます。事例案を具体的に説明いたします。最後に、今後の対応について説明いたします。

3ページ目を御覧ください。A I 関連技術の概要です。近年、コンピュータの飛躍的な

計算性能の向上などによってディープラーニングなどが実施可能となって、大量のデータに基づいて高品質な学習済みモデルの生成が実現されてきております。

4 ページ目を御覧ください。このような A I 関連技術の進歩を踏まえまして、特許庁は A I 関連技術に関する審査事例を 2 0 1 7 年、2 0 1 9 年にそれぞれ 5 事例、1 0 事例追加してまいりました。

5 ページ目を御覧ください。しかしながら、2 つ目のビュレットにございますように、既存の事例ではカバーできていなかった類型を追加するなど、A I 関連技術の事例にはさらなる充実の余地があること、また、知財推進計画 2 0 2 3 においても、短期目標として A I 関連発明の特許審査事例を拡充し、公表することなどが挙げられております。加えて、外部ユーザーから事例のさらなる充実化に対する要望もあることを踏まえ、A I 関連技術に関し、現時点の状況を整理して審査ハンドブックの事例を充実化することが必要と考えております。

6 ページ目を御覧ください。参考までに、知財推進計画 2 0 2 3 への対応をまとめてございます。枠内がその施策の方向性の抜粋となっております。これを受けて特許庁では枠の下の黒丸 3 つの対応をしています。最初の調査研究の実施は現在対応中です。また、A I 審査支援チームの体制強化は今年 1 0 月に対応済み。そして、今回のワーキンググループの議題でもある A I 事例の追加について対応しているという状況となっております。

それでは、7 ページ目から関連する審査基準等について簡単に御説明いたします。

8 ページ目を御覧ください。A I 関連技術の発明においても他の発明と同様に、進歩性、記載要件としての実施可能要件、サポート要件、明確性要件、そして発明該当性の判断といったものがとても重要なものとなっております。

これらの審査基準について簡単に御紹介していきます。

9 ページ目を御覧ください。まずは進歩性の要件です。進歩性の検討では、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関して、進歩性が否定される方向に働く要素に係る諸事情に基づいて他の引用発明を適用したり、技術常識を考慮したりして論理付けができるか否かを判断します。論理付けができないと判断した場合は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断します。また、論理付けができると判断した場合に、進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情も含めて総合的に評価した上で論理付けができるかどうか判断して、進歩性の最終的な判断を行っております。

1 0 ページ目を御覧ください。記載要件のうちの実施可能要件を説明いたします。特許



法第36条第4項第1号で、発明の詳細な説明は、当業者が明細書及び図面の記載と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る発明を実施することができる程度に記載しなければならないとしております。

ここで、実施については10ページのベージュの枠に示しております。例えば、物の発明であれば、その物を作れるように記載されていて、かつ、その物を使用できるように記載されていないといたったような意味となっております。

11ページを御覧ください。記載要件のうちのサポート要件を説明いたします。特許法第36条第6項第1号で、請求項に係る発明は、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものであってはならないと規定しております。サポート要件を満たすか否かの判断は、請求項に係る発明と明細書の発明の詳細な説明に発明として記載されたものが実質的に対応しているか否かについて検討いたします。

この実質的な対応関係についての審査の考え方ですが、発明の詳細な説明に発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲が発明として記載されたものでありますので、請求項に係る発明がこれを超えているような場合には実質的に対応していないということになり、サポート要件違反となります。

12ページを御覧ください。記載要件のうちの明確性要件を説明します。特許法第36条第6項第2号で特許請求の記載の範囲について、特許を受けようとする発明が明確でなければならないとしております。12ページに明確性要件違反の類型を示しておりますけれども、例えば(1)の請求項の記載自体が不明確である結果ですとか、(3)の発明の属するカテゴリーが不明確であるといったことから発明が不明確となる場合などがございます。

続いて、13ページから17ページにかけては、ソフトウェア関連発明についての基本的な考え方をまとめたスライドとなっておりますが、本日は時間の関係もございましたので、説明を省略させていただきます。

以上が今回追加事例の中で検討の対象としている要件の審査基準の簡単な説明となります。

次に、18ページから事例の充実化について説明していきます。

19ページに、事例充実化の方針についてまとめてございます。上のベージュの枠の中ですけれども、4つ掲載してございます。1つ目が事例を新たに10件作成する。2つ目が幅広い特許要件、すなわち進歩性、記載要件、発明該当性について作成する。3つ目が

発明の内容や審査基準の論点が分かりやすく、また関心を持って読めるように作成する。  
4つ目が判断のポイントを肯定される事例及び否定される事例の双方を作成することにより、分かりやすく示すという4点を方針としております。

こちらのページの下、オレンジの枠内に注意書きが2つございます。1つ目は各事例が着目した要件、例えば進歩性の事例では、その要件に着目した事例となっておりますので、それ以外の拒絶理由に関して例示するものではないということに留意をお願いいたします。

また、事例における引用文献及び技術常識などは、各特許要件の判断を説明するための前提として設定しておりますので、そのような前提の場合にどのような判断になるのかといったことを示している点にも留意をお願いいたします。

それでは、20ページを御覧ください。こちらが今回追加したい10事例の概要をまとめたものです。比較的注目度の高い事例は右端の備考欄に赤字で書いておまして、追加事例1と2が生成AIに関する事例です。追加事例5がマテリアルズ・インフォマティクスに関する事例となっております。

生成AIは、昨今の今頃から話題となり非常に注目されている技術で、今回、事例を追加したいと考えています。また、マテリアルズ・インフォマティクス、略してMIといった呼び方もしますけれども、こちらはAI等の情報科学を用いて材料開発の効率を高める取組をこのような言葉で呼んでおります。AIの技術の進歩も目覚ましいところ、AIにより機能を推定された物の発明について、実験結果が明細書に記載されていなくても、実施可能要件やサポート要件といったものを満たすのかという点が注目されている状況でございます。

今回の10個の事例追加では、これまでのAI関連発明の判断から大きな変更を伴うものではありませんが、生成AI関連の事例の追加、また、マテリアルズ・インフォマティクスの考え方の整理、そして既存の事例ではカバーできていなかった類型を追加するなどが主なトピックになっております。

追加事例の順番は、左から2つ目の欄の特許要件でまとめております。追加事例1から4が進歩性、5から7が実施可能要件・サポート要件、8、9が発明該当性、10が明確性要件としております。

それでは、順に説明してまいります。21ページを御覧ください。進歩性の4事例について説明します。

22ページを御覧ください。進歩性の事例の全体像をこちらにまとめてございます。赤

枠の部分が今回の追加事例で、既に公開済みの事例との関係も合わせて示すような図となっております。左側に縦に並ぶ列が観点の項目、真ん中が進歩性あり、右の列が進歩性なしを示してございます。

一番上の横串の赤枠のグループでございますが、こちらは生成A Iの適用に関するものです。一番右側の追加事例1が、人間が行っている業務の生成A Iを用いた単純なシステム化であるため、進歩性が否定されるような基本的な考え方を示す事例となっております。その左の追加事例2の請求項2ですが、生成A Iの適用における特徴によって進歩性が肯定されるもので、生成A Iの事例で進歩性ありの例を示すものとしております。

また、上から2つ目の横串のグループですけれども、人間が行っている業務のシステム化に関するものでございます。一番右の進歩性なしの例として、既に事例33で癌レベル算出装置という医療に関する事例がありましたが、追加事例4の請求項1で、ほかの分野として機械分野でも同様の考え方だということを示しつつ、請求項2では進歩性が認められる例を示すものとなっております。

上から3番目の横串のグループですけれども、こちらが推定手段の変更に関するものです。この観点では進歩性が認められる事例がこれまでなかったところ、追加事例3は学習済みモデルの学習方法の相違によって進歩性が認められる例を追加するものとしております。

それでは、23ページを御覧ください。このページから各事例について概要を説明してまいります。

追加事例を説明するスライドの構成を簡単に確認しておきますと、1つの事例が3から4枚程度のスライドで1セットという形になっております。例えば、こちらの追加事例1では、23ページが事例のポイントや概要を示して、その事例の全体像を集約したスライドとなっております。この次の24ページが本願の請求項や引用発明を説明するスライド。3枚目の25ページが、慣用技術等の前提となる情報や進歩性がない理由などを詳しく説明するスライドで、ここまでで1セットという形になってございます。

それでは、追加事例1について、1枚目のポイントと概要のスライドを中心に説明していきます。23ページを御覧ください。生成A Iに関連した追加事例1となっております。この追加事例1は、一番上に記載されておりますように、カスタマーセンター用回答自動生成装置の発明です。この事例の主なメッセージは、黄色の枠内の「事例のポイント」の3つ目のビュレットに太字で示しておりますように、生成A Iのような大規模言語モデル

の適用に該当する事例で、人間が行っている業務の人工知能を用いた単純なシステム化に該当するため、進歩性が否定されるものを追加するという点でございます。

左下のポンチ絵がこの事例の発明です。質問者による金融商品に関する問合せの質問文に対する回答文の作成を右下のポンチ絵に示すような、これまでカスタマーセンターの担当者によって行っていたようなものから、左下のポンチ絵のように、大規模言語モデルを用いた回答自動生成装置に代替するものとなっております。この程度のこと、すなわち人間が行っている業務を人工知能、生成A I で単純にシステム化する程度のことでは進歩性がないという基本的な考え方を示す事例となっております。

それでは、次の事例で26ページを御覧ください。生成A I に関連したもう一つ事例である追加事例2は、大規模言語モデルに入力するためのプロンプト用文章生成方法の発明です。

生成A I において、ユーザーが入力する質問をプロンプトと呼んでおりますが、その具体的な内容を工夫して生成A I に入力すると、その回答の精度が上がります。そこで、この発明では、生成A I から精度の高い回答を得るためにプロンプト用の文書を工夫するというものになっています。

本願の説明をします。スライドの下のポンチ絵の左側に、青丸で「質問文」と書いてあります。例えば、「お勧めの観光地を教えて」と質問者が入力したとします。ここで質問者のいろいろな情報、例えば「子供がいる」とか、そのほかの情報などから、赤丸で示しました付加文章を作成するようなものを想定しております。このような付加文章によって生成A I からの回答は、子供に適した、また、その人に適した観光地の回答が得られる訳でございます。

ここで、この発明では生成A I に制限文字数が設定されていることに着目して、請求項1では、付加文章はプロンプトが制限文字数以下となるように生成されるものとしております。また、請求項2では、さらに、ポンチ絵の下に示すように、付加文章の生成を工夫してありまして、質問文から関連文章を複数取得してきて、そこから複数のキーワードを抽出して、その上で付加文章を全体の制限文字数内になるように作成している技術としております。

このような本願に対しまして、引用発明については、事例の概要の4つ目のビュレットに示しておりますように、質問文に付加文章を追加してプロンプトを作成するのは同様ですが、生成A I がその制限文字数を有することへの配慮は備えていないというものを置い

てございます。

そして、もう一つの前提として、事例の概要の欄の5つ目のビュレットに示しておりますように、言語処理の技術分野においては、入力できる文章の上限である制限文字数を設定して、文章がこの制限文字数以上となる場合には、文字数以上となる部分を破棄してしまうといったことで、実際に入力される文章を制限文字数以下の文字数となるように作成することは出願時には周知の技術だったというような前提を置いております。

このような前提であると、プロンプトが制限文字数以下となるように作成するという程度の請求項1に係る発明については、引用発明1と周知技術から進歩性が否定されるとしております。他方で、本願請求項2にあるような具体的なプロンプトの作成方法が先行技術でも発見されておらず、出願時の技術常識でもないという状況を前提とすれば、請求項2に係る発明は進歩性が肯定されるとしております。

以上が追加事例2の説明でございました。

30ページを御覧ください。こちらの追加事例3は、放射線画像の輝度調節に用いられる学習済みモデルの学習方法の発明です。この事例の主なメッセージは、これまでの進歩性肯定の事例は教師データに着目したものでしたけれども、この事例では、学習済みモデルの学習方法の相違によって進歩性が認められる事例を追加したいというものです。

本願発明ですが、人体の写り込んだ放射線画像を入力として、診断に適した輝度の画像とするための輝度調節パラメータを出力するような学習済みモデルの学習方法を想定してございます。

本願の請求項1に係る発明においては、輝度調節後に画像の画素値の飽和、つまり調節したけれどもいわゆる白飛びのようなものが起こってしまっただけで診断できないような状況が発生する画素においては、ポンチ絵の赤枠の中のオレンジの吹き出しのところに書いてるように、誤差に対して所定の重みを積算することで損失関数を調節して、画素値の飽和の発生を抑制する方向に学習を偏らせるといったことをしております。

この点が引用発明1との相違点で、そのような構成を開示する先行技術が発見されておらず、出願時の技術常識などもないといったような前提を置いたとき、進歩性が肯定されるという事例としてございます。

続いて、34ページを御覧ください。この追加事例4はレーザ加工装置の発明です。この事例の主なメッセージは、既に事例が存在していた医療分野以外の分野において、人間が行っている業務の人工知能を用いた単純なシステム化の考え方を示すものとしておりま

す。

本願の請求項1は、機械加工の分野において、レーザ加工装置の複数の加工パラメータの調整を、下のポンチ絵の右側にございますように、オペレータ、つまり人が行っていたものから、ポンチ絵の真ん中に示すような学習済みモデルを用いた演算処理へ代替するものになっております。請求項1では、置き換える程度の発明では進歩性が否定されるとしております。

他方で、本願の請求項2では、オペレータによる業務の人工知能を用いたシステム化において、レーザ発振器の累積使用時間を入力データに加えるという新たな特徴があつて、このような構成を開示する先行技術が発見されておらず、出願時の技術常識でもないという前提を置いた場合に進歩性が認められるとしている事例としております。

次に、38ページから実施可能要件またはサポート要件の3事例について説明いたします。

39ページを御覧ください。この要件の事例の全体像となっております。進歩性の場合と同様に、赤枠が今回の追加事例で、既に公開済みの事例との関係も示しております。

一番上の横串の赤枠のグループがAIにより、ある機能を持つと推定された物の発明、いわゆるマテリアルズ・インフォマティクスに関するものとなっております。比較的注目度も高い内容です。

一番右上の記載要件を満たさない事例として、事例51の嫌気性接着剤組成物が以前から公表されていましたが、今回、追加事例5で蛍光発光性化合物という事例を追加しております。考え方としては、こちらの枠にございますように、赤字で記載の①から③のような場合のいずれでもなく、要件を満たさないといった事例にしております。すなわち、①は実際に実験結果を明細書で示すような場合、②はAIの予測精度が明細書等で検証されているという場合、③がAIによる予測結果が実際に製造した物の評価に代わり得るとの技術常識が出願時にあった場合です。

その左の青字のところは「記載要件を満たす」欄に参考として記載しておりますが、AIによりある機能を持つと推定されていることのみをもって記載要件を満たしていないとは判断されないという点ですとか、この右側に書きました①から③のような場合に記載要件を満たす場合があることを確認的に明示してございます。今回の事例では、AIの予測結果のみで実施可能要件やサポート要件を満たす例というのは示していませんけれども、こちらの①の実験結果を示して満たす例を参考までに追加事例5の請求項2として載せて

います。

また、上から2番目の横串のグループのところですが、教師データを作成するものにおいて、発明を解決するための手段が十分特定されておらず、要件を満たさない請求項1、2と満たす請求項3を示すような事例としております。

さらに、追加事例7は、AIを学習させる教師データに含まれる複数種類のデータの間の入出力の関係が不明であることから、サポート要件を満たさない請求項1があり得ることを示しつつ、満たす場合の請求項2も併せて示すような事例としてございます。

それでは、個別に説明してまいります。40ページを御覧ください。この追加事例5は、蛍光発光性化合物の発明です。この事例の主なメッセージは、マテリアルズ・インフォマティクスの考え方を整理する事例の追加です。下のポンチ絵の左側に示しますように、明細書においては、公知の化合物の化学構造と蛍光特性等に対応させた学習データで学習させたAIを用いて、特定の蛍光特性を持つものを推定させました。ここで化合物Aと化合物Bが予測されて、化合物Aについては特性を実験によって検証していますが、化合物Bについては実験結果がないといったようなものを想定してございます。この化合物A、Bは共に新規なものという前提も置いております。

ここでいろいろと前提を置くことが重要かと思いますが、その点はポンチ絵のすぐ上の部分に赤字で※と前提と示しています。すなわち、一般に化学構造式の情報からその化合物の作り方や活性を理解することが比較的困難であることは出願時の技術常識であるとか、また、化合物の技術分野において、学習済モデルの予測結果が実際の実験結果に代わり得ることは出願時の技術常識ではなかったとしております。

加えて、化合物Bの化学構造については、化合物Aや公知化合物の化学構造とは類似しておらず、これら化合物の製造方法や発光特性から、化合物Bの製造方法、発光特性を推測することも困難であるということも前提としております。

このような前提を置いてみると、今回のこの事例では、実験結果のある化合物Aについては記載要件を満たすこととなりますが、実験結果のない化合物Bですとか、また、化合物Bも包含するような請求項1については、前の39ページで示した②とか③の場合にも当てはまらないので、記載要件を満たさないこととなります。こちらの40ページの※の前提が変われば結論も変わることもあり得ますが、現状では事例で明示できるほどの状況にはないと考えまして、このような整理としてございます。

続きまして、44ページを御覧ください。追加事例6は、教師データ用画像生成方法の

発明です。この事例の主なメッセージは、これまでの事例になかった教師データの作成方法に対するサポート要件の判断の事例の追加となります。

ポンチ絵の右にございますように、入力された人体を含む放射線画像に手術用具が写っていれば、それを判別するようなAIを想定しております。そのようなAIを学習させる際の課題として、手術用具が写った教師データは少ないところ、手術用具の領域を判別する判別器を学習させるために、十分な数の教師データ用画像を簡単に作成することが課題となっております。そして、発明の詳細な説明には、このような課題を解決するための手段として、人体を含む放射線画像と手術用具を表す手術用具画像を合成して教師データ用画像を作成することなどが記載されています。

ここで45ページの緑枠のところにありますように、請求項1と2では、課題解決手段の一部が反映されていないためサポート要件違反となり、請求項3ではサポート要件を満たす事例としております。

続きまして、47ページを御覧ください。こちらの追加事例7は、ねじの締付品質の機械学習装置の発明です。この事例の主なメッセージは、教師データに含まれる複数種類のデータ間の入出力関係といったものが不明であるために、発明の課題を解決できない場合が請求項に係る発明に含まれてしまい、サポート要件違反となる事例を追加するものです。

ポンチ絵の真ん中の「教師データ」という吹き出しにあるとおり、発明の詳細な説明には、発明の課題を解決するためにドライバの回転速度などのデータを入力データとして、ねじの締付品質のデータを出力データとするような教師データを用いて機械学習を行うことが示されています。

請求項1では、教師データに含まれる複数種類のデータは特定されているのですが、どのデータが入力データで、どのデータが出力データかが判然としないような記載となっているため、課題を解決できない場合が請求項1に係る発明に含まれてしまい、サポート要件を満たさないといった形としております。他方、請求項2は、各データの入出力関係が特定されていて、サポート要件を満たすものとしております。

続いて、50ページから発明該当性の2事例について説明します。

51ページを御覧ください。事例の全体像を示します。こちらは進歩性の場合と同様に、赤枠が今回の追加事例としておりまして、既に公開済みの事例との関係も同様に示しています。

一番上の横串のグループが教師データに関するものでございます。教師データ自体を特



許法の発明として保護してほしいという声もありますが、既に公表している事例の3-2でも示すように、発明該当性なしとしております。

今回追加する赤枠の追加事例8では、右端に教師データ自体が情報の単なる提示に該当するとして、発明該当性が認められないことを確認的に示す一方で、その左側で教師データと関連して、その生成方法であれば発明該当性を満たすことを示すような事例を作っています。

また、51ページの右下の追加事例9ですけれども、末尾が「学習済みモデル。」などとなっているような発明について、プログラムに該当せず、ソフトウェアとハードウェアの協働要件を判断することなく発明該当性が認められない事例を新たに示してございます。

52ページを御覧ください。こちらの追加事例8は、教師データ及び教師データ用画像生成方法の発明です。技術内容は先ほどの追加事例6と同様となっております。ポンチ絵の中ほどのところに赤い吹き出しで示すように、請求項1では教師データ自体を請求項1としています。これは情報の単なる提示で発明該当性を満たさないとしています。

他方で、請求項2では、教師データ用画像の生成方法であって、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されているという内容であるため、発明該当性の要件を満たすとしています。

続いて、55ページを御覧ください。追加事例9は宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデルの発明です。この事例の主なメッセージは、末尾が「学習済みモデル。」などとなっている発明について、発明該当性を満たさない事例を新たに追加したいということです。

56ページの緑の枠のところに具体的な請求項1が記載されています。この請求項の末尾が「学習済みモデル。」となっていますけれども、この学習済みモデルはどんな内容かといいますと、請求項1で学習方法をいろいろと書かれてはいるのですが、結局のところは黄色のマーカーで示している箇所にありますように、重み付け係数からなるパラメータセットでしかないといったような内容ですので、情報の内容にのみ特徴があって、情報の単なる提示で発明該当性を満たさないという形で整理しています。

58ページを御覧ください。最後の追加事例10は明確性要件についてです。次の59ページを御覧ください。この事例の主なメッセージは、「学習済みモデル。」などの末尾を有する請求項に対して、カテゴリー不明確によって明確性要件違反となる事例を追加するものです。

「学習済みモデル」という用語は、複数の意味を持つもので、プログラムという物の発明を意味する場合のほかにも、手順等の方法の発明を示す場合もございまして、判然としない内容の場合、カテゴリー不明確となる場合があるということを示すものとしています。ややテクニカルな内容で、コンピュータに対する指令であることが明示されれば明確性の要件を満たしますけれども、このような場合も実際にあるため、注意喚起の意味で作成しました。

駆け足となりましたが、追加事例10個の説明でございました。

最後に、64ページを御覧ください。今後の対応をまとめてございます。

1つ目は、来年3月をめどに審査ハンドブックに追加事例を加えて、日本語と英語で公表したいと思っております。2つ目と3つ目は、国内外で周知をしっかりと行うという点です。また、4つ目は、生成AI等のAI関連技術の進展に対応して、必要に応じて適時に事例の見直し、追加等を行ってまいります。

小職からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○大鷹座長 小野室長、ありがとうございます。

それでは、本議題の審議に入りますが、今、小野室長から説明がありましたように、究極的には審査ハンドブックに事例を追加するかどうかということで、1から10までの事例があり、追加事例1から4とされているものは進歩性に関するもの、5から7は記載要件に関するもの、それから、8から9は発明該当性に関するもの、10は明確性要件に関するものです。

それで、今申しましたように、最終的に追加事例を審査ハンドブックに載せるかどうかについての御意見と、載せる場合にはもっと修正したほうがいいのかとか、いろいろな御意見等があるかと思えます。それで、量的にはかなり多いので、どこからでも構いませんので、追加事例全体についてでもいいですし、特定の追加事例について御意見、御質問等がございましたら、委員の皆様、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、河野委員、お願いします。

○河野委員 作成いただいた事例は、どれも実務的な内容に即したものであって非常にいいかなと思うのですが、細かいところでコメントとか意見みたいのところをお伝えしたいと思います。

言語生成モデルのところで大規模言語モデルというお話があったのですが、実際、

実務で作成するときは、大規模というのがちょっと引かかるなと思ひまして、もちろん今回の例は分かりやすさ重視でLLM、ラーズランゲージモデルということで大規模と書かれていますのですけれども、実際、数年後に問題になったときに、大規模という概念は大きく、今のGPT3が数億、GPT4になると何兆というパラメータになっていますので、実際に特許を書くときは、大規模というのはあまり書かないのかなと思ひました。ただ、今回の例ではあつたほうがあつた趣旨に即しているのかなと思ひます。係争になると、「いや、我々は小型化したので、大規模ではないです」とか、そういうので結構足元すくわれることになるのかなというものが1つ思ひました。

それから、先ほどの学習済みモデルの請求項のところで、構成されているのがパラメータからなるものであつて、NGですよというお話があつて、追加の説明もあつたのですけれども、よく似た事例が前回の宿泊施設の予測のものがあつたと思うのです。それとの対比で、ではこうしたら解消されますよとか、語尾もよくないと思うのですけれども、どうやったらそこが解消できるのかなというのをに入れてあげると、事例が非常に同じような設定ですので、それとの対比のコメントをしてあげると、もう少し分かりやすいのかなと思ひました。

それから、実務家のほうで議論があるのは、45ページ、サポート要件違反のところで、請求項1、2が駄目で、請求項3は明細書の課題にこう書いているので、それに即しているのです、OKというところで、実際に拒絶理由が来ると、この対応ですと、請求項1、2を削除して対応するということになるろうと思うのですけれども、出願人側としては1、2もやはり権利が欲しい。ではこれ、どう対応したらいいのですかというところで、次のページにある1行目、入力された放射線画像における手術用具を判別する判別器を学習するために十分な学習データを作成することが目的と書いてあるので、請求項1、2はアウトになっていると思うのです。

では、逆に1行目の「本発明の〇〇するために」というところを審査段階で削除したら、それで請求項1、2は認められるのかどうかとか、そういう疑問が生じたので。今回はあくまで分かりやすい事例で、こういうのは駄目ですよということですが、実際この拒絶理由を受けたときに、では、どう対応したらいいのかというのは疑問を持たれるので、今回の内容としてはいいと思うのですが、実務上、そういうところはどうかというのが感じられることなのかなと思ひます。

以上3点がちょっと気になったところです。ありがとうございます。

○大鷹座長 どうもありがとうございました。河野委員、ちょっと確認させていただきたいのです。最初の大規模言語モデルにいう大規模という用語の使い方がどうかという観点、まとめてお聞きしますが、追加事例としては、追加事例1、2に関わるものという理解でいいのかということと、2つ目の学習済みモデルの点については、追加事例9、10辺りのことなのかということと、それから、最後に言われた点は、スライド45、46ページの追加事例6に関わる御指摘、御意見等と伺ってよろしいでしょうか。それを確認した上で事務局から回答したいと思います。

○河野委員 おっしゃるとおりでして、大規模の件に関しては、今回新たに追加された追加事例1、2、そこに大規模言語モデルというのが入っていますので、そのとおりになるかと思えます。学習済みモデルに関しては57ページですから、追加事例9のみに関するもので、前回の発明該当性があるものとの比較がいいのではないかと。最後のものは、45ページのものだけになるものです。おっしゃるとおりです。

○小野審査基準室長 御意見ありがとうございます。大規模という用語については、確かにそういった面もあるのかなとは思っておりますけれども、追加事例1の部分については、進歩性の要件に着目したもので、生成AIの事例であるということが分かりやすくなるようにということもございまして、この用語をあえて使ったようなところもございまして。ご指摘の点については、注意しながら周知をした方がいいと思っております。

実際の審査の段階では、大規模言語モデルの記載のみでは不明確となるようなことはあまりないのかなとは思っているのですけれども、明細書の記載ですとか技術常識等を考慮した上で明確性の判断が行われます。河野先生の御懸念は、その権利行使の段階で問題になる点があるのではないかとといった御指摘だったと認識しております。ありがとうございます。

続きまして、追加事例9の対比のところに関しては、ハードウェアとの関係性が特定されれば発明該当性の要件が満たされることもあり得ますので、そういった形での対応も可能なのではないかと思います。

最後の追加事例6のサポート要件のご指摘は、審査段階で書き過ぎていた課題のところを削除した場合の対応についてです。課題の記載ぶりを工夫することにも関係するとは思いますが、今回はこういった課題との関係で考えると、サポート要件違反がどう判断されるのかといったことを示す事例として整理しています。確かにその課題の設定の仕方によって変わってくることもあり得るのだろうなどは考えています。ありがとうございます。

○大鷹座長 どうもありがとうございました。河野委員、よろしいでしょうか。

○河野委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○大鷹座長 確認しますが、今御指摘いただいた事例について、何か具体的に修正すべきであるとか、この点はこういう記載ぶりにしたらよいのではないかという点について、今もし御意見があれば御紹介いただいて、また後日、御連絡いただくという方法があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○河野委員 現時点ではこれで結構かと思えます。

○大鷹座長 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。前田委員、お願いします。

○前田委員 前田です。ありがとうございます。

今回御紹介いただいた追加事例は、いずれも従前の特許庁の審査基準の考え方がどのようにA Iの事例に適用されていくかということを確認に示すものになるのかと思っておりますので、全般的に大変結構なものだと思っております。

私からは、具体的な内容について何点かコメントをさせていただいた後、1点質問をさせていただきたいと思っております。

内容についてなのですが、まず生成A Iに関する追加事例1と2というのがあったと思います。これについて、追加事例1では人間が行っている業務を単純にA Iを用いてシステム化していただくではなかなか進歩性が認められないということが示されていて、一方、追加事例2では、そうではなくて、より具体的な情報処理の過程と申しますか、そういった部分についての工夫があれば進歩性は認められやすくなるということが示されていたと思います。どういった点に工夫をすれば進歩性が認められるのかということが分かりやすくなっているのかなと思っております。

あと、もう一つ、追加事例5のマテリアルズ・インフォマティクスに関する事例についてコメントさせていただきます。一般的に実施可能要件、サポート要件を満たすためには、ここで挙げられているような特定の機能を有する化合物の発明に関して言うと、特許請求の範囲に含まれるものが所期の機能を有する、もしくは効果を奏するということが明細書によって裏づけられる必要があるということだと思います。

それを支える予測というのが明細書に示されている必要があって、今回の場合、その予測を示すものが、一般論としては生成A Iによる予測であってもいいという考え方が明確になったのかと思えます。もちろん生成A Iの予測で足りるかどうかというのはケース・バイ・ケースということで、今回の場合はその予測は足りないという事例が示されている

のだと思いますけれども、考え方としては、そういったところが明確に示されたのはよいことなのかなと思っております。

以上がコメントで、質問なのですけれども、追加事例 8 というのがあったと思います。請求項 1 は、教師データ自体は情報の単なる提示であって、発明該当性を満たさないけれども、2 は方法の発明として保護されるということだったと思います。

請求項 2 は教師データ用画像を生成する方法ということだと思うのですけれども、方法の発明というのはあくまで単純方法の発明であって、物を生産する方法の発明ではないから、例えば請求項 2 によって教師データ用画像が生成されたときに、その生成された物に権利が及ぶことはあまり想定されていないという理解でよろしいのかということを質問したいと思います。教師用データ画像というのは、恐らく特許法で言うところの「物」には当たらないから、物を生産する方法の発明と見ることはできないということなのかなとも思います。その辺りについて御確認させていただければと思います。

○大鷹座長 ありがとうございます。それでは、事務局からお願いします。

○小野審査基準室長 コメントと御質問ありがとうございます。

コメントについては、生成 AI に関するコメント、ありがとうございます。また、追加事例 5 の MI の事例については、生成 AI を使っているわけではないのですけれども、AI のレベルによって結果も変わってくることもあり得るのだろうなという含みを持たせつつ、現在はそういう状況にないという事例として整理したというところでもございました。

最後の追加事例 8 についての質問は御認識のとおりかと思っております。クレームの請求項 2 は方法の発明ですけれども、こちらは単純な方法の発明と認識しております。といいますのも、請求項 1 で画像データ自体については物の発明ではないという取扱いになりますので、請求項 2 の方法は、特許法でいう物を生産する方法ではないという形になるかと思えます。そういった意味で、請求項 2 は単純方法の発明に該当すると認識しております。

回答は以上でございます。ありがとうございます。

○大鷹座長 前田委員、よろしいでしょうか。

○前田委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○大鷹座長 それでは、今、前田委員からコメントがあった追加事例 1、2 に関わる生成 AI、大規模言語モデルに関するもの。それから、追加事例 5 に関わるマテリアルズ・インフォマティクスに関する事例に関して、どなたか関連して御意見等があればお願いした

と思いますが、いかがでしょうか。前川委員、お願いします。

○前川委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。前川でございます。

追加事例5に関連してということなので、そのことも含めまして発言させていただきたいと思います。

まず今回、新たに事例を追加されるということで、特許庁様の不断の努力に敬意を表します。産業界といたしましては、事例が多ければ多いほど参考になることは言うまでもございません。特に今回、22ページにございますように、これまでの事例では書かれていなかった「進歩性あり」と認められる具体例を追加いただき、事例33、34の辺りの充実を図っていただきました。その結果、非常に使いやすく、「進歩性が認められない、だったらどうしたらいいのだ」という質問に答えやすくなったのではないかと思います。このように進歩性のあり／なしを対比しながら事例集の完成度を高めていただくことを引き続きお願いしたいと思います。

ただ一点、生成AIなど新しい技術がどんどん出てきておまして、これまでに挙げられた過去の事例が、ひょっとすると、あまり現状に即さない状況になっているかもしれません。過去の審査基準室様がいろいろと積み上げてこられた事例であり、十分に検討されているとは思いますが、過去の事例を聖域とはしないで、もう一度見直していただき、事例集全体の完成度アップを期待するものであります。

前置きが長くなりましたが、先ほどの前田先生がおっしゃった追加事例5について、特に請求項2だけが認められるという点に、ひょっとすると技術者（発明者）はかえって戸惑うのではないかなという思いがございます。確かにこの事例は、マテリアルズ・インフォマティクスの結果に加えて、発光特性と物質構造がある程度分かっているならば、特許要件を満たしているという内容ですが、実際には製造方法なども特性や構造に大きく関係すると思われまます。追加事例5では、①から③を満たす場合と明記いただいておりますが、具体的な実験状況や測定結果をどこまで示せばサポート要件や実施可能要件を満たすと言えるのかが疑問です。「この程度でいいのか」というとちょっと言い過ぎですけども、実験結果や測定結果との関係がこれ1例しかないので、かえってミスリードしてしまうことを懸念する次第です。

以上でございます。

○大鷹座長 それでは、今の御発言の趣旨を私の理解によれば、まず1つは、技術がどんどん発展していく中で、これまでの追加事例、事例について見直す必要があるときがくる

のではないかと、そういうことを考えているのかどうかという点と、今、追加事例5について、確かに具体的な前提での説明ではあるのだけれども、ややもすれば1つの事例だけでここまで説明するのは、ミスリーディングを招く懸念もあるのではないかと御趣旨と伺いましたが、いかがでしょうか。

○前川委員 はい、御理解のとおりでございます。

○大鷹座長 それでは、事務局、お願いいたします。

○小野審査基準室長 御質問ありがとうございます。

まず1つ目の既存の事例について、技術が進展している中、陳腐化してしまうのではないかと懸念があるという御指摘ですけれども、結論としましては、既存のAI関連発明に関する事例をある程度見直してみましたが、修正が必要なほどの事例というのは現時点ではないのかなと考えてございます。

既存のAI関連発明の事例はいろいろありますけれども、その説明においては、事例の前提とする技術水準はどういったものかとか、審査基準における特許要件の考え方といったものが関連してくると認識しています。

事例の前提となる技術水準というのは、各特許要件の判断を説明するためにそれぞれ設定しておりまして、その事例が伝えたいメッセージが伝わらないほど現在の技術水準がかけ離れてしまっているとか、そういった場合には修正の必要があるかと思いますが、まだそこまでではないと考えております。また、事例に適用されている審査基準における特許要件の考え方が事例の作成時から変わってしまった場合は、やはり対応する必要があるかと思いますが、現時点ではそういったこともないかと考えてございます。

また、2つ目のMI、マテリアルズ・インフォマティクス関係ですけれども、実際に実験した場合だけしか要件を満たすとしていない点について、却ってよくないといえますか、悪影響や誤解が生じるのではないかと御指摘でした。現時点ではこういった形の事例を示すのが良いと思っておりますが、前提の部分でAIの予測値の精度が上がってくるとか、そういった状況は確かに大いにあり得るかも考えており、状況が変わってくれば対応していきたいと思っております。現在、審査基準室では実験なしのAIの予測のみで、要件を満たすような具体的な事例は把握できていない状況でもありますので、審査の蓄積を進めながら、こういった状況にあるのかも把握していきたいと思っております。

また、我々だけではなくて、AI関連技術については、企業の技術水準が重要な判断材料となるかと思っておりますので、企業ですとか研究開発の現場などから、技術水準はこんな状



況になっているといった情報提供などもしていただけると大変助かります。また、技術水準に関する変化があった場合にも、情報提供をしていただけるとありがたいと考えております。

私からは以上でございます。

○大鷹座長 前川委員、よろしいでしょうか。

○前川委員 ありがとうございます。1つ目の質問である、過去の事例の見直しは不断なくやっていたり安堵いたしました。また、それぞれの事例で前提条件が詳しく書かれているということなので、それであれば問題ないかと思えます。2つ目の質問である、マテリアルズ・インフォマティクスについても、現時点では追加事例5の記載内容が最善解だということを理解いたしました。

ということで、結果的には、追加事例5の掲載には賛成です。ご説明いただき、ありがとうございました。

○大鷹座長 どうもありがとうございました。それでは、まず本田委員からお願いします。

○本田委員 今回の事例の拡充の御検討をいただきまして、ありがとうございます。まず、この事例を盛り込むに当たって、事例は公表した時点から古い情報になっていきますが、それを前提としても、この事例を整理するに当たっての技術常識をどう設定しているかということは極めて重要であると思っております。その点、技術常識を丁寧に記載いただいていることに関しては、とてもいい事例になっているのではないかと考えております。

1点要望といいますか、マテリアルズ・インフォマティクスの事例に関しては、どちらかというところ、これを拝見していると、今までの物の特許の考え方とは変わりませんという、メッセージであると思うのですが、一方で、このマテリアルズ・インフォマティクスのエンジン側、プログラム側の考え方というのも今後御検討いただいて、何か拡充いただけたらうれしいと思っております。

例えば、どういう視点の素材を、どういう視点の特徴といいますか、重みを考えるとどんなものが出来上がるのかという、生成物を作るに当たってのプログラム側ですね。その性能どおりの実施例が、一体何個示されれば、そのエンジンの実施可能要件が充足するのか、難しいかもしれないですが、そういう点の検討と今後の拡充も御検討いただけたら大変ありがたいと思っております。

大学の中では、そういう視点で研究開発が進んでいるケースも意外とございますので、一体どのくらいのアウトプットの妥当性を示すものがあれば特許になり得るのかというところ

ころを御検討いただけるとありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大鷹座長 事務局、いかがでしょうか。

○小野審査基準室長 マテリアルズ・インフォマティクス の件、ありがとうございます。非常に難しい状況といたしますか、判断になってくるとは思いますけれども、どちらにしましても、その明細書を当業者の知識を持っている方が読んで、実施ができる程度に書いてあるのか、またはサポート要件を満たすような形になるのかといったところを担保できるような、生成AIに限らないですけれども、AIの技術になっていることが分かればよいのではないかなと思います。その技術力がどの程度であればよいのか、悪いのかというところは、技術の発展とともに、どういった程度の精度になっているのかを示す示し方、また、技術分野によっても大分変わってくるとは思いますので、そういったところの状況とかもしっかりと把握しながら注視して、反映できるような状況になれば、事例を追加などでしっかり対応していきたいと考えております。ありがとうございます。

○大鷹座長 よろしいでしょうか。

○本田委員 はい。

○大鷹座長 それでは、吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 吉岡です。ありがとうございます。

まず最初に、今回の事例の追加についてですけれども、出願人にとっては非常に有益な情報の追加と考えておりますので、追加いただくことへの賛同と感謝の意を表します。ありがとうございます。

特に、開発者、技術者にとっては、特許庁でどのような取扱いがされるのかということが十分に理解できていない、審査基準などを読んでもよく分からないということがありますので、こういった事例を用いて、審査ではこのような判断がされますよということをお示しいただけるとするのは、非常にありがたいと思います。

事例について、2つコメントをさせていただきます。

まず、追加事例5のマテリアルズ・インフォマティクスについてですけれども、先ほど前川委員もおっしゃられたとおり、具体的な事例に即してどのように判断されるのかというところは非常に注目したいと思っております。先ほどのご説明を伺って、現状では、どちらかというとなかなか慎重な審査がされるということだと理解したのですが、「①から③の場合には記載要件を満たす」というところだけが、突っ走ってといいますか、記載要件を満たす要件だと思われてしまうと、なかなか難しいところではないかと思えます。①か

ら③について、具体的にはどういった場面でどのように判断されるのかというのは、抽象論ではなく、具体的な事案に即してしっかりと検討していくことが大事だと思います。

もう一点、今回の追加ではなく今後の要望という形になりますけれども、進歩性につきましては、副引例を用いて進歩性が否定されるという事例で、特に動機付けなどが争点になるケースもあると思っております。今回は主引例プラス周知技術ということで進歩性が否定されるケースの追加ということで、これは非常にありがたいのですが、今後の事例の追加として、ぜひ御検討いただけたらありがたいです。

私からは以上です。ありがとうございます。

○小野審査基準室長 2つのコメント、ありがとうございます。

1つ目のMIに関連した内容ですけれども、具体的な事例等に沿ってしっかりと検討してほしいということは、まさにそのとおりにかと思えます。実際の技術水準、それぞれの技術分野がどの程度進んでいるのかというところをしっかりと把握しながら判断していくのが非常に大事だと思いますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

また、2つ目、進歩性の判断事例の中で副引例を用いたものも作ると良いのではないかと御指摘、まさにそういった観点もあるかと思えます。次回、事例作成の際には検討していきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○大鷹座長 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。今村委員、お願いします。

○今村委員 今回、大変分かりやすい有益な事例を10例も作っていただきまして、本当にありがとうございました。

この事例は今後審査ハンドブックに追加していただくということに賛成いたします。事例を最大限有効活用していただくことによって、先ほど桂技監も冒頭の御挨拶でおっしゃっていましたが、審査の透明性、予見性を高めるために非常に有益な事例集になるのではないかと考えております。

JPOは審査の期間について目標を立てて、迅速な審査をしていってほしいと思いますので、JPOの審査結果が世界に先駆けて発信され、AI関連発明についてもJPOが世界をリードしていくことを期待したいと思います。

1点、今後、御検討いただきたいことについてお話をしたいと思えます。今回御説明いただいた資料の19ページには、各事例は着目した要件以外の拒絶理由に関して例示するものではない、と記載されています。これは事例集を作成されるときは、常にこういう文言がついてくるわけなのですが、AI関連技術に限らないのですけれども、実際の審査の

場面では、特定の拒絶理由のみにフォーカスして判断をするというわけではなく、発明該当性に始まり、記載要件、新規性、進歩性、その他様々な拒絶理由をトータルで判断して、結果として特許を付与するかどうかという判断をされるものと思います。

例えば、今回の事例でも、設定された技術常識を前提とするということをしかりとお書きいただいているので、それはそれで非常に分かりやすいのですが、例えば今回設定された技術常識の下では、サポート要件も実施可能要件も満たさないのが、拒絶理由ありとされている事例が、技術がどんどん進歩していった後に、将来の技術常識によると、サポート要件、実施可能要件を満たすとなった場合に、進歩性はどうなるのか、トータルで判断した結果、特許になるのか、拒絶理由が通知されるのかという結論に影響することになると思うのです。そこで、将来的には記載要件だけ、進歩性だけという括りではなくて、いろいろな拒絶理由を総合的に検討して結論を出しているような事例があると、より分かりやすく、ユーザーにとっても、審査官にとっても指針になるのではないかと感じました。

将来的に御検討いただければということでコメントさせていただきました。

以上です。

○大鷹座長 それでは、事務局からお願いします。

○小野審査基準室長 今村委員、コメントありがとうございます。

確かに現在の事例については、特許要件に注目してそれぞれ個別に事例を設定しているところがございますけれども、AIの技術が進んできたときに、サポート要件、実施可能要件が満たされるようになるが、では進歩性がどうなのだという形で疑問に思われることもあるかと思っておりますので、今後、事例を作成する際には、そういった観点での事例も作成できないか検討を進めてみたいと思います。ありがとうございます。

○今村委員 ありがとうございます。

○大鷹座長 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。黒川委員、お願いします。

○黒川委員 日本弁理士会の黒川でございます。

まず、ユーザーとユーザー代理人の立場から、出願、審査実務におきまして、このような大変充実した審査基準の事例の追加をしていただくことは、予見可能性といった点からも大変ありがたく、感謝をしているところでございます。

こちらは審査ハンドブックで公表されるということにつきましては大賛成でございます。ぜひしていただきたいと思っておりますし、日本弁理士会の中でも会員周知をさせて

いただいて、これから特許請求の明細書の書き方についても、研究が大いに進んでいくのではないかと考えてございます。

1つ質問といたしますか、意見といたしますか、前提とされているところの中で、技術常識であるか否かといったところがよくあるのですけれども、技術常識は狭く見るのか、広く見るのかによって、技術常識なのかどうかというのは変わってくるかと思うのです。そういったところで、現在、AI関連の公知文献、特に日本の文献につきましては、恐らくそんなに数が多くないのではないかと状況の中で、技術常識の立証がなかなか難しいのではないかとといったところで審査遅延が懸念される場所なのではございますけれども、その辺りはいかがでございますでしょうか。

○大鷹座長 事務局、お願いします。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。AI分野の技術常識に関しては、公知技術の少ないところで立証が難しいのではないかとといったところも懸念される場所ではございますけれども、適用先の分野の中でどういったものがあるのかというのは、しっかりと状況を把握しながら技術常識の設定に努めてまいりたいと思います。なかなか明確な答えがないところではございますけれども、そういったところも注意しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○黒川委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○大鷹座長 それでは、ウェブから参加の山田委員も含めまして、御意見、御質問、他の委員からございますでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員 よろしく願いいたします。

前回の事前説明から修正をしていただきまして、ありがとうございます。大変分かりやすくなったと思っております。あまり詳しくない現場の技術者や研究者にとっては、このように追加事例をたくさん出していただくと大変分かりやすくて良いと思います。

今回いろいろな図を出していただいているのですけれども、例えば26ページ、27ページの図では、請求項1はこの部分、請求項2はこの部分と書いていただいておりますが、例えば、34ページのところですと請求項2はあるのですが、どこが請求項1の部分に当たるのかがありません。あと45ページにも図がありますが、ここもこの部分が請求項1、2で、どこが請求項3に当たるのか記載がなく、52ページでは、ここが請求項1で、ここが請求項2という枠で囲って書いてあります。図でせつかく出していただくので、見た方がこの範囲は認められないけれども、ここまで入れると認められるという、イ

メージでつかみやすい形で入れたほうがいいのではないかと思います。

図を用いてより分かりやすくしていただけると大変助かります。よろしく願いいたします。

○小野審査基準室長 山田委員、御意見ありがとうございました。

以前もいろいろと細やかな点の修正提案をいただきまして、今回の資料にも反映しております。ありがとうございます。

また、今回、図面の中で事例の請求項がどの部分なのか明示的に書くとよいのではないかという点、御提案ありがとうございます。特に34ページなどではそういった反映の仕方が簡単にできると思いますので、検討させていただきます。

また、44ページのサポート要件のところでは、なかなか図に描きづらいところがあるのかなという印象は持っておりますけれども、請求項との関係の図面への反映といったところを検討できればと思っております。ありがとうございます。

○大鷹座長 山田委員、よろしいでしょうか。

○山田委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○大鷹座長 それでは、まだ御発言いただいていない委員もございますが、まず、西井委員からお願いします。

○西井委員 今日は御説明、誠にありがとうございました。事例が非常に詳細で、その分、記載された文章の量としても多いのですが、押さえるべきポイントを強調する表記の仕方をしてくださっているのも、その技術に精通しているというわけではない者でも、前提や全体等を理解しやすいものになっていると思います。この事例追加案に賛成させていただきます。

その上で1点お伺いしたいのですが、AI関連発明について書かれた論文等を見ても、特許付与のための客観的な要件については、今回、事例追加された進歩性、記載要件、発明該当性が主に論じられています。そして今回の追加が、特許庁で経験を蓄積された中で必要と感じられたことに対応する事例を追加しておられるということですので、実務でも実際に問題になるのはそれらなのだろうと思っております。

それを分かりつつお聞きするのですが、基本的にAI関連発明に関しては、新規性が問題になるような実務上の場合は、あまり考えられないと思っております。というのは、今日のもう一つの資料のほうで、5大特許庁の審査実務の比較の中で、EPOのみが新規性についての事例を有すると書いてありました。そうすると、そのような場合が

全くないわけでもないのだろうと思いつつ、日本でA I 関連発明が実務上扱われるときに、新規性で拒絶理由通知を打たれることは、事例として追加するほどの量、質ではないという理解をしてよろしいのか確認したく、お伺いします。

○大鷹座長 事務局、いかがでしょうか。

○小野審査基準室長 新規性に関する事例がないという点についての御質問ですけれども、確かにこの分野では、新規性なしで通知される例というのがあまり多くないのではないかと認識しておりまして、それよりは進歩性などの事例を示すほうがユーザーの皆様にも役立つのではないかとということで、今回は新規性の事例は入れていないという状況でございます。

以上です。

○大鷹座長 それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 荒木でございます。本日は御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

今回の取組に関してなのですが、技術の進展の流れに即して、迅速に既存の審査基準をベースにして、事例を通して適用関係を明らかにしていただいております、これはユーザーの予見可能性に資するものであり、ユーザーの行動指針を明らかにして、それによってイノベーション促進にもつながるような大変有益な取組かと思っております。大変ありがとうございます。

米国との関係で少しだけコメントさせていただきたいのですが、米国では御存じのとおり、A I 関連技術に関しては、特許適格性要件に関するA l i c e 判決の影響によって、特許を取りづらい領域があると認識しております。これに関して、米国では、このルールが厳し過ぎるということで、ルール自体が望ましくないという批判があります。それと同時に、判例の基準が非常に分かりづらくて、結論がどちらに転ぶか分からないといった判断基準の不明確さがあるがゆえに、ユーザーの行動指針が明らかにならず、それによってイノベーションが阻害される結果になるのではないかと批判が提起されているところでございます。

それとの比較で申し上げますと、今回、日本では米国における特許適格性要件のように要件がよく分からないという混乱状況がそもそもないということを前提に、さらに今回、日本の審査基準について既存のルールを前提として、幅広い要件をカバーしていただき、肯定例、否定例双方を準備することによって、判断のポイントがユーザーにとって分かり

やすく説明されているという点で、分かりやすさももちろんですし、それによって日本のイノベーションの促進につながるような活動ではないかと思っております。

実は、御存じのとおり J P O の取組に関しては、従前、海外から注目を受けているところではございまして、例えば 2 0 2 0 年に米国の U S P T O から “Public Views on Artificial Intelligence and Intellectual Property Policy” というパブリックコメントを取りまとめたレポートが出されておりますが、そちらのレポートの中では、U S P T O の政策や実務にとって参考になる取組として J P O の取組が挙げられているところでございます。

既に今後の対応のところで記載いただいているとおり、今後この資料を前提として外国に対しても周知活動をしていただけるということですので、こういった国際的な状況も踏まえて、次の議題にも少し関連するのかもしれませんが、ぜひ積極的に日本の取組を世界にアピールしていただいて、世界の議論をリードしていただけると大変ありがたいなと思っております。

以上コメントでございます。

○小野審査基準室長 コメントありがとうございます。まさに外国への周知ですとか、日本の実務を海外でも浸透することも、日本のユーザーにとって大変重要だとも考えておりますので、そういった取組も進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○荒木委員 ありがとうございます。

○大鷹座長 ほかの委員の方、御意見、御質問等ございますか。それでは、森田委員、お願いします。

○森田委員 森田でございます。今回、L L M、大規模言語モデルが生じて1年とかそういうレベルで非常に話題になってきたところですが、そういうタイムリーな状況を捉えた事例追加など、かなり迅速な対応をされたのかなと認識しております。この点に関して大変敬意を払いたいと思います。

事例全体についてですけれども、バランスよく様々な事例が織り込まれていて、非常に分かりやすいものになっていると思います。ただ、この技術分野は技術の発展が非常に早い分野であるということも同時に懸念されるところで、技術常識がどんどん入れ替わっていくといった中で、事例の前提をどう置くかというのが非常に大事なところになってくるかと考えているところです。全体的には事例の前提の置き方も非常に妥当であると認識しております。



ただ1点だけ、追加事例6について、私も河野委員と同じような疑問を持ちましたので、コメントさせていただきますが、請求項1です。どういうものに用いるか分からない、限定がないという書き方でサポート要件を満たさないというようになっている。請求項3については、そこが手術用具を判別するための教師データに使うのだという用途の限定がなされているところが異なっている。明細書の記載からすると、手術用具の判別に使うこと以外、恐らく読み取れないという状況であるから、請求項1の記載が足りていないのではないかという判断になると思います。

仮に、請求項1でも何らかの課題は解決できるという話になってしまうと、恐らくサポート要件を満たすという方向の判断もあり得るのかなとも思います。そうしますと、請求項1をサポート要件で切るためには、手術用具の判別以外の何らかの課題を解決できるとは読み取れない、そういう前提を明確に書いておくことが必要なのではないかと感じた次第です。場合によっては、請求項1でも何らかの課題が読み取れる場合には、サポート要件ありということもなくてはならないと思いますので、その点を御検討いただけないかと考えました。

以上です。

○大鷹座長 そうしますと、追加事例6に関連してさらなる検討が必要ではないかという理解でよろしいでしょうか。

○森田委員 はい、さようです。

○大鷹座長 事務局、いかがでしょうか。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。課題の部分の書きぶりのところの詳細について、確かにこの事例の中では、そういった対応が必要な部分もあるかと考えてございます。審査ハンドブックの中では詳細に書くので、そういったところでも対応はできるかと思っていますが、そういった方向性でも大丈夫でしょうか。

○森田委員 はい、前提を置いていただければ、それで解決する問題だと思います。ありがとうございます。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。承知いたしました。

○大鷹座長 ほかに委員の方、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、だんだん時間が迫ったこともありますので、この議題についての審議は終了させていただきますが、私の理解としては、追加事例1から10を追加することについては、皆さん御賛同いただいたと理解しております。あと、記載ぶり、図の記載ぶりとか、

今、森田委員から言われた点なども含めまして、さらに必要があれば、今後検討していきたいと考えております。事務局、いかがでしょうか。

○小野審査基準室長 承知いたしました。そのような形で進めさせていただければと思います。

### 3. AI 関連発明の審査に関する最近の取組について

○大鷹座長 それでは、2つ目の議題の説明に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○小野審査基準室長 2つ目の議題、「AI 関連発明の審査に関する最近の取組について」ということで、説明させていただきます。時間も少し迫っておりますので、少し駆け足になってしまいますけれども、御了承ください。

それでは、1ページ目を御覧ください。こちらの資料では4つを順に説明してまいります。

1つ目ですけれども、2ページ目です。AI 関連発明の出願動向でございます。既に特許庁のホームページで10月に更新している内容でございます。簡単に見たいと思います。

3ページ目に出願動向が載っております。AI 関連発明、ピンクの帯のところですが、伸びている状況です。

4ページ目以降で、どのような分野で出願が多いのかといったところを順に説明してまいります。4ページ、5ページ、6ページなどはそういった情報です。

7ページを御覧ください。各国の出願動向ですが、こちら5庁、日、米、欧、中、韓のAIのコア技術に関する出願動向でございます。中国が突出、アメリカも多いといった状況でございます。

8ページ、9ページは、中国、韓国の出願人上位者のリストを載せてございます。

次に、10ページ、調査研究の紹介ということで、資料1でも掲載したスライドとなりますが、11ページにございますように、知財推進計画2023への対応ということで、今年度、調査研究を行ってまいります。

12ページに、調査項目等々を載せておりまして、国内外のアンケート、ヒアリングもしつつ、右下の吹き出しにあるような委員会の皆様に御意見をいただきながら、今年度中に報告書を取りまとめる予定でございます。

続きまして、13ページ、14ページです。AI審査支援チームの体制強化ということで、従前からAI審査支援チームというものがございました。15ページに示しますように、今年の10月に体制強化ということで、AI担当官を13名から38名に増員して体制強化しております。

最後に16ページからの国際協力に関するものです。

17ページには5庁のAI関連発明の審査実務に関する比較表を載せてございます。今年の6月に了承されて、その後公表された比較表を載せております。法律、審査基準、審査事例について、各庁の資料へのリンクをつけて示したものです。こちらのページの下の方に各特許要件の事例の存在状況をサマリーとして載せてございます。

最後に18ページは、中国との比較研究、11月30日に公表したばかりの内容になってございます。このスライドも含め、報告書も特許庁のウェブサイトに掲載してございます。おおむね判断結果は一致しておりますけれども、中国に関しましては、技術的な特徴とか技術的な部分に日本よりも注目しているようなところが見てとれまして、その辺りが発明該当性、進歩性の黄色の枠の中に少し説明として載せてございますので、御参照ください。

大変駆け足になってしまいましたけれども、資料の説明は以上です。ありがとうございます。

○大鷹座長 それでは、本議題について御意見、御質問等がございましたらお願いします。また、山田委員も御意見、御質問等があればお願いしたいと思います。本田委員、お願いします。

○本田委員 ありがとうございます。5庁のそれぞれの出願の数の比較というのは大変問題があると思っております。日本は伸びがあまりないといったところがありますので、こういうものが出願できるのかという視点の想起がユーザーの方々にまだ伝わっていないところも多いのではないかと思います。今回の事例は審査基準の視点だけではなくて、広報の視点でも、ユーザーの方々の積極的な出願を誘引できるような形で公表し、出願が増えるような働きかけもぜひしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大鷹座長 事務局からお願いします。

○小野審査基準室長 日本の出願数についてのコメント、ありがとうございます。確かにそのとおりだと思います。グローバルに見ると、日本のAI関連出願が多くない状況ではあるかと思いますけれども、今回このAIの関連発明に関する事例追加などを行うことに

よって、審査の予見性ですとか透明性といったものが向上することになりますので、権利化しやすい状況にはなっていくのかなと思っております。

そういったことを通じて、日本の研究開発ですとか、国際競争力の向上といったところに貢献していきたいと思っておりますし、こういったものの利用をしっかりと促していくようなことも進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○大鷹座長 ほかの委員の方、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、西井委員、お願いします。

○西井委員 御説明ありがとうございました。A I 審査支援チームを拡充なさるということで、外部の者として、このA I 担当官という方々がどのような経緯でA I 担当官になれるのかということに興味を持っています。今回からそれぞれの審査室にA I 担当官が配置されることになると、そもそもどのようなバックグラウンドを持っておられる方々が、どのような手順で配置されていくのかということをお伺いしたいと思います。

○小野審査基準室長 御質問ありがとうございます。A I 担当官につきましては、それぞれの技術分野の担当者が基本的にはA I 担当官になります。それぞれの技術分野に精通した者が、A I の技術を後から追加して習得した上でA I 担当官になっていく。そのために基準室から研修を行ったり、専門家の研修を行ったりとか、そういったことを進めている、A I 関連の技術の習得にも努めているという状況でございます。

○大鷹座長 河野委員、お願いします。

○河野委員 前回の審査基準、事例集が出たときは、5庁のイベントで、庁関係者とか弁護士の方が呼ばれて討論があったと思うのです。今回もまたこれがパブリッシュされた後は、そういうのが予定されているのでしょうか。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。そういった形でできるといいかなと思いますが、現在のところは、そういった予定がございません。

○河野委員 前回、非常にインパクトがありまして、企業にとって、日本企業が海外へ出すときに、どういう手当てをしておかないと駄目なのか、こういう分野は少し取れる確率が低いとかという海外投資する際の非常に参考になった、すごくインパクトがあったと思うのです。

今回、新しい生成A I というのが出たときに、前回も庁の方と実務家の方がそれぞれいらっしゃったと思っておりますけれども、そういう方の生の声を聞けるという機会は非常にいいかなと思っておりますので、そういうのがもしできるのであれば、していただきたいなど。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。

○大鷹座長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。前田委員、お願いします。

○前田委員 御説明ありがとうございました。1点だけ質問させていただきたいのですが、最後に中国とのA I 関連発明に関する比較研究があつて、中国では技術的特徴を重視するという日中の違いが浮き彫りになったというお話だったと思います。特許庁としては、今後この比較研究の結果を踏まえて、これをどうやって活かしていくことになるのかということと、一般論としてこの結果についてどのように受け止めていらっしゃるのかということについて、もし何かあれば教えていただければと思います。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。こちらの結果の利用につきましては、庁内と庁外のことがございます。庁内では審査実務の中で中国の審査結果を利用する際の参考にしていきたいと思っております。また、外部へはユーザーに対して、こういった資料を使っていただきながら、実際の出願などにも役立てていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○大鷹座長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。前川委員、お願いします。

○前川委員 御説明いただき、ありがとうございました。コメントといいますか、お願いなのですが、先ほど御説明いただいた資料の7ページでは、本田委員から日本のA I が停滞しているという危機感のお話がありました。これは研究の絶対数が違うので致し方ないところであり、確かにA I のコア技術の分類であるG O 6 Nの分野ではなかなか海外に追いつくことは難しいかもしれません。

代わりに日本は、今持っているA I 技術を生かしながらのA I アプリケーションの出願は熱心に頑張っているところであろうかと思えます。このグラフは、過去にも拝見していて、毎年J Pの件数がかっかりというデータになってしまっていますが、A I アプリケーションの分野では日本も頑張っているよという、元気が出る統計データを一緒に公表いただき、A I に対してポジティブシンキングとなるデータの公表もぜひお願いできればと思います。

以上でございます。

○小野審査基準室長 御指摘ありがとうございます。こちらの調査を取りまとめている部署に、今いただいたコメントを伝えて、検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○大鷹座長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本議題につきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

最後に閉会に当たり、事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○小野審査基準室長 本日は、御審議ありがとうございました。

1つ目の議題のA I 関連技術に関する事例の追加につきましては、10事例の追加について御了承いただけたものと思います。細かな修正提案が少しございましたので、その点については事務局で修正したいと思います。詳細な文言につきましては、座長に一任という形にさせていただきたく存じますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。皆様、領いていらっしゃるのを確認させていただきました。

ウェブ参加の山田委員も、そのような進め方でよろしいでしょうか。

○山田委員 はい、よろしく申し上げます。

○小野審査基準室長 ありがとうございます。それでは、今回の追加事例を掲載した審査ハンドブックは、来年3月末をめどに日本語と英語で公表したいと考えております。また、公表後は、今回追加した事例を含めまして、引き続き審査基準・審査ハンドブックの国内外への周知に努めてまいりたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○大鷹座長 それでは、以上をもちまして、第17回審査基準専門委員会ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間にわたり、御活発な御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

#### 4. 閉 会